

- 岩田隆夫府議、高橋進府議の一般質問の概要をご紹介します。

## **岩田隆夫**（日本共産党・中京区）99、12、9

### **府ゴミ処理広域化計画について**

**時代に逆行した欠陥だらけの広域化計画**

**環境破壊、財政負担を強いる市町村への押し付けは止めよ**

**【岩田】**

日本共産党の岩田隆夫です。私は府ゴミ処理広域化計画の市町村への押し付けの問題、関西電力のプルサーマル計画の危険性について質問します。

まず、ゴミ行政についておたずねします。

わが国は、戦前から焼却中心のゴミ処理対策をとってきました。例えば、ドイツの焼却率は25%ですが、日本の焼却率は77%です。そして京都府は86・3%、京都市に至っては91・7%を燃やしています。文字通り、全量焼却です。そのため、ゴミの焼却で大量のダイオキシンが発生し、大気、土壌、水、魚類など食べ物の汚染は、大変、深刻な問題となっているのです。

わが国のダイオキシン汚染対策は、欧米より10年も遅れています。ゴミの焼却でダイオキシンが発生することは70年代の終わりから80年代のはじめにかけて、世界でも、日本でも分かっていました。16年前当時、わが議員団は、1983年12月定例会の本会議質問で西山議員が焼却炉のダイオキシン発生危険性を指摘し、対策を求めています。ところが当時の知事も「国の動向を見て」と答え、検討することさえ拒否したのです。その政府は「安全である」「大丈夫だ」の一点張りでした。その上、政府は「安全宣言」までしたのです。焼却中心のゴミ処理体制の転換を望まなかったため、あえてダイオキシン問題に取り組まなかったのです。今日、全国と府下で起きている深刻なダイオキシン汚染の事態についての政府の責任と、その言い分に追従してきた本府の責任は大変、重大だと思えます。

ところで最近、政府はダイオキシン汚染は、「焼却炉対策をとっているから大丈夫だ」「汚染は減っている」と宣伝を始めています。原発の安全対策を持ち出すまでもなく、政府の「大丈夫」ほど、何の科学的根拠もなく、無責任なものはありません。

その典型の一つが「ゴミ処理の広域化計画」です。ゴミ処理で発生するダイオキシンは主として塩化ビニールなど、プラスチック類を燃やすと発生するのですから、焼却に頼る仕組みを改めるとともに、塩化ビニールなどを規制しないと問題は解決しません。

ところが厚生省の打ち出したダイオキシン対策としてのゴミ処理広域化計画ほど矛盾に満ちたものではありません。

このゴミ処理の広域化計画は、厚生省が全国の自治体との協議や科学的検討など、必要な手続きを経ることなく、唐突に期限を切って47都道府県に計画策定を押しつけたものです。全国で高まる自治体のゴミ焼却炉から発生するダイオキシン汚染対策に対する国民の批判に押されて、ダイオキシンの発生を抑制する目的で、大型炉で連続焼却すれば良いことだけに着目して、100トン以下の炉には補助金を出さないとしたうえで、いくつか

の市や町のゴミを一カ所に集め、大量のゴミを大型炉で連続して燃やすことを「広域化計画」の名のもとに全国一律に求めたのです。いったん大型の炉を新しく建設すれば、15年、20年と長期間、大量のゴミを燃やし続けることとなります。これでは今日のゴミ行政の中心課題でありますゴミの減量化、分別によるリサイクルの推進という、時代の流れに逆行することとなります。

こんな矛盾した計画を自治体に無理矢理押しつけたのですから当然のこととして、全国の都道府県は勿論のこと、多くの自治体から、「財政規模や、人口など社会的条件の違い、炉の更新年次の違いを無視して一律に大型炉に集約するには無理がある」。特にゴミ発生量の少ない中山間地の小さい自治体からは、「わざわざ高額的大型炉に更新した上、大量のゴミを集めて燃やすのは納得できない」。「厚生省はゴミを増やせというのか」と、不合理さを指摘する批判が相次ぎ、全国で計画策定が進まなくなりました。これに慌てた厚生省は、途中で「小型炉でもかまわない、補助対象にする」と方針を転換し、矛盾の手直しを余儀なくせざるを得なくなったものです。

京都府は策定の指示を受け、本年4月、これまで市町村ごとに行われていたゴミ行政を府内6ブロックに分け、大型焼却炉中心に集約化する、ごみ処理の広域化計画を発表しました。

この本府の広域化計画は、厚生省の方針に沿ったもので、はじめに「大型焼却炉での24時間燃焼ありき」の計画になっており、肝心のゴミの発生を限りなく少なくする課題、できるだけ分別してリサイクル、再資源化する課題など、文章上は一応触れてはいますが、大型の焼却施設の新設、更新などハード面中心の計画になっています。結局のところ、大型炉で大量のゴミを10年も20年も燃やし続けることを、市町村に押しつけることになるものです。

そして、広域化計画のもう一つ欠陥は、ゴミ行政の性格上、行政関係者間は勿論ですが、それぞれの議会、それぞれの住民間でも十分な議論と納得、同意を得て進めなければならないのに、上から一方的に押しつけることになるという問題です。

わが党議員団は、この計画が表面化したときから問題点の見直しと、市町村への押しつけをやめるよう強く求めてきたところ です。

ゴミ行政は「住民合意」が大前提であります。ところが本府は、丹後6町に対してゴミ行政の広域化計画の実行を迫り、炉の更新、大型化を急ぐよう補助金申請の手続きを督促しています。これは結果として、町と住民に過重な財政負担を押しつけると同時に、ゴミの減量化計画を後方に追いやることとなります。現に関係町議会に提出されている計画概要を見ますと、現在、45トンのゴミは10年後に50トン、15年後に55トンに今後も増え続けることを前提とした大型炉の導入計画が中心となっています。ゴミの減量化目標・計画はまったく欠落しています。現在、丹後6町で焼却処理されているゴミの量は1日約45トン、ところが今回の計画はそれを25トンも上回る70トンの大型炉を新增設するとしているのです。

みなさんご承知の通り、本府は昨年、今後10年間でゴミを15%削減することを「宣言」しました。この方針を実行しますと、現在、約45トンの丹後6町のゴミ処理量は、今後、38トンに減少することとなります。それに対して70トンの大型炉を新設せよという広域化計画は、府の方針にも反するものです。

さらに2000年4月からは、容器包装リサイクル法により、段ボールやペットボトルなどの分別回収がされ、ゴミの処理量はさらに5トン以上減りますからなおさらのことで、30数トンのゴミ処理に2倍の70トンの大型炉は不要です。

府はこのように自らのゴミ減量化の方針にも矛盾した計画を押しつけ、その実行を迫っ

ているため、地元の各自治体では、混乱が生じています。この夏頃から大型炉の立地地区では、いきなり住民への説明会が開かれましたが、「何でよその町のゴミをうちで燃やすのか」「これから何十年も煙の心配が付きまとうのは絶えられない」といった、当然の心配の声が上がっています。

11月に入って丹後各町で、町議会の全員協議会が開かれ、12月中にゴミ処理を峰山町に委託する一部事務委託の議決が必要だとして、そのための「規約」の趣旨説明がおこなわれました。初めて広域化計画の内容を聞く議員がほとんどで、その拙速なやり方に議会軽視の声が出ています。このように丹後6町では、降って沸いた事態に混乱しています。また、各町が負担する70億円を超えるといわれる多額の費用も、財政難の各町にとって頭の痛い問題となっています。

本府のゴミ削減方針の実行には何よりも住民の合意と協力が欠かせない条件です。それを丹後6町のゴミを、峰山町一カ所に建設する大型炉で集中的に燃やそうという計画なので、立地自治体は勿論のこと、全町の住民に全体計画を公表した上で十分な説明と協議がされ、町議会でも十分な審議がされることが欠かせないと思います。まして、先に指摘しましたゴミの減量化やペットボトルなどの分別、リサイクルへの住民の全面的な協力を得る上での議論は絶対に欠かせないものです。住民合意のない府計画を押しつけることは大きな誤りです。丹後六町に大型炉の導入と更新を急がせることは、ただちに止めるべきです。お答えください。

さらに厚生省は今年9月には、2010年に廃棄物の最終処分量を現状の半分に減らすという大幅な削減方針を発表しましたから、大型炉をドンドン新設する、この「ゴミ広域化計画」は、厚生省自身のゴミ減量化方針にも逆行することになるものです。

また、本府もゴミを15%削減する方針を公表し、その実行を進めているのですから、本府自身の方針にも反する大型焼却炉新設中心の府広域化計画を改め、抜本的に見直すことを求めるものです。お答えください。

**【企画環境部長】** 各部ブロックの計画は、市町村の意見も十分伺った上で府計画に盛り込んだものでございます。

丹後6町につきましては、現在、峰山町、大宮町、久美浜町の3町の施設と網野町に設置された竹野郡循環処理組合の施設の合計4カ所の焼却施設があるわけでございまして、ここでゴミ処理が行われておりますが、この6町において話し合いがおこなわれました結果、ダイオキシン恒久対策に適合させるため、各施設ごとに対策を実施することに比べ、より環境の負荷の低減と施設整備の節減に配慮できるということから、峰山町の施設を増強して6町のゴミを処理することとされたものでございます。

尚、ゴミ処理広域化計画とゴミ減量化、リサイクルにつきましては広域化計画の基本方針にも明記しておりますように、徹底的なゴミ減量を推進し、その上で、処理せざるを得ないものについて環境負荷の少ないゴミ処理システムを構築しようとするものでございます。

## 関電の「プルサーマル計画」の危険性について

関電の言い分を鵜呑みに、府民を危険にさらす「プルサーマル計画」  
ただちに中止を申し入れよ

### 【岩田】

つぎに関西電力が、高浜原発4号炉で実行しようとしている「プルサーマル計画」の危険性について質問します。

これまで知事や府当局は、「国の機関において十分な安全審査を経ている」「原子力行政は国の責任において、厳重な安全管理のもとにある」と、「安全神話」を説明し続け、「原発の安全対策は国の責任」と言って、府民の生命の安全に対する自らの責任逃れに終始してきました。

ところが、その原子力発電所や核処理施設で国民を震撼させる、起こるはずはないと言っていた大事故が次ぎつぎに起こり、国の原子力行政の安全性を根本から問い直さねばならなくなっている最中、政府と関西電力は臆面もなく、福井県の高浜原発4号炉で、安全性が十分確認されていないプルトニウムを燃やす危険な「プルサーマル計画」を強行しようとしています。

プルトニウムはウランウムの1万倍から1億倍の放射能を持つ、格段に危険性の高い核物質です。そして、プルトニウムを分裂させる中性子は「高速中性子」です。これは人類がコントロールに成功していない、手におえない強力な物質透過力を持っています。アメリカは、この高速中性子を大量に放出するプルトニウム爆弾を持っていますが、この核兵器は地上の兵舎などはほとんど破壊されていないのに、建物の中やざんごう、戦車の中の兵士を殺してしまうのです。このように高速中性子を「殺人光線」として利用する核兵器が開発されているのです。

先の東海村の臨界事故の際、大量の「高速中性子」が発生し、JCOから2キロメートルも離れた国の原子力研究所の中性子計まで、すべての障害物を貫いて高レベルで到達したことで、原子力の専門家もその威力に驚き、この高速中性子の恐ろしさが改めて証明されましたが、この事故はプルトニウムを混合したMOX燃料製造中に発生したものです。

プルトニウムを混合したMOX燃料の放射能は、ウラン燃料の40万倍とすさまじい放射能を発します。しかもこれまでのウランだけの燃料より、融点が低く、熱伝導も低いため、燃料の芯に熱が蓄積し、燃料溶解による「炉心溶融」という原子炉の運転にとって最悪の危険要素が新たに付け加わるのです。

さらに、プルトニウムを燃焼させた後にできる「死の灰」には、半減期が2万4千年とか、37万年とか、ほとんど放射能が低下しない危険度の高い超ウラン元素が多量に含まれるために、いったん、この原子力発電所が過酷事故を起こしたときには計り知れない危険な放射能被害が発生すると警告されているのです。

これまでの原発は、3%のウラン燃料を水で取り囲み、核分裂させるように設計された「軽水炉」です。初めからウラン燃料用に設計されるのもので、核分裂させる役割をする中性子は、速度の遅い「熱中性子」です。ですから別名「サマー炉」と呼ばれているのです。

その「熱中性子炉」を、「高速中性子」で核分裂させる炉に転用するのです。別の核物質であるプルトニウムを5%も混合したMOX燃料用に転用して運転することは本来、原子炉関連法で改めて原子力安全委員会の審査も含め、まったく別の新型原子炉としての全面的な実証試験が必要なものです。

ところが政府も、電力会社も、こうした危険性の高い別燃料への転用計画であるにもか

かわらず、原子炉の大幅変更や新型炉の運用に際して、原子炉に関する法律で定められている機能と安全性を確認するための長期の実証試験を省略して、いきなり商業炉でプルトニウムを燃やそうという、無謀な行為、実際の商業炉で、いわば、いきなり人体実験するに等しい暴挙であります。この「プルサーマル計画」は、国の原子炉に関する法律に違反する重大な疑義のある危険な行為であります。

国際的にも一時は、このプルトニウムを核燃料として利用することに期待がかけられた時期があったのですが、いざ実験してみると技術的に困難なこと、あまりにも危険性が高いこと、また発電用燃料としてあまりにも高価なことなどで、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスなど先駆けて研究を進めていた主要国はじめ、すべての国がプルトニウムを燃料とする方式から撤退しているのです。そして、今や危険な核燃料を必要とする「原発」そのものからも撤退し、安全で環境を汚染しないエネルギーに転換する流れが、ヨーロッパでも、アメリカでも現実のものとして進み始めているのです。世界の常識は「プルトニウムは使わない」「原発は危険なもの」と、言うことです。

そこで、改めて質問します。

こうした「プルサーマル計画」の危険性について、知事はどう認識されていますか。こんな危険なテストを、「安全だ」と、言いきれるのですか。お聞かせください。

知事は、先の議会答弁で重大事故を起こした敦賀原発2号炉とまったく同じタイプの再生熱交換器を備えた高浜原発について、関電の言い分を鵜呑みにして「設計が違うから安全」と言い切ったのですから、この際、危険な「安全神話」の信奉者からの脱却を求めるものです。

また、政府と関電が危険なプルトニウム混合燃料への転用を法律で定められた「実証試験」を省略し、安全性を確認することなく、実際の商業炉でやることに對して、厳重に抗議すべきであります。そして、高浜原発4号炉、3号炉でのプルトニウム燃料を燃やす「プルサーマル計画」を中止するよう表明していただきたいのです。お答えください。

さらに、こうしたケースに際して、安全性を確認するため、立ち入り調査できる体制をつくるべきと考えますが、いかがですか、お答えください。

以上で、私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

**【知事】** 原子力発電所の安全性につきましては、いつも申しておりますように、本来、原子力行政は国の方針に基づき行政が行われているのものであります。国や事業所の責任において確保されるべきものであると考えておまして、これまでから国や事業者に対し安全対策の徹底を求めてまいったところでございます。

国においては海外の実績や国内での少数体実証試験の結果を踏まえ、平成9年2月に軽水炉でプルトニウムを利用するプルサーマル計画を推進することについて、閣議了解がなされたところでございます。高浜発電所で計画されているプルサーマル計画につきましても、国の専門的な見地から十分な安全審査がなされていると認識をしているところであります。

京都府といたしましては、府民の安心安全を守る立場から、万一、事故が発生した場合に備えて原子力防災体制の整備に努めているところでございます。共産党の代表質問でもお答え申しあげました通り、原子力防災新法の趣旨を踏まえまして、防災体制を強化する中で必要な場合には、専門家の協力も得て立ち入り検査も実施できるような体制を整えてまいりたいと考えております。

## 高橋進（日本共産党、山科区）99、12、10

### 松茸山の再生について

#### 【高橋進】

日本共産党の高橋進です。通告しております2点について知事並びに関係理事者にお尋ねします。最初の質問は、松茸の振興、京都の松山保全と再生について、提案を含めお伺いします。

いまや庶民には高嶺の花となっている「丹波松茸」はなかなか食することはできません。市場では、輸入松茸が大半をしめ、平成10年度「京都市中央卸売市場」の販売価格では、輸入ものの外国産が、キロ当たりが6、512円にたいし、府内産では、1キロ25、033円となっています。今年は、10月中旬まで高温がつづき、ようやく10月の下旬になって収穫された京都の松茸は、1キロ7万円という高値がついたと報じられました。京都の松茸生産量は、京都府の林業統計によれば、昭和50年、182トンピークに、53年あたりからマツクイムシ被害が猛威を振るい、府下全域に蔓延したことや農村地域にもプロパンが普及する中でマキを必要としなくなり、山が放置されたなどから生産量も激減することになり、昭和61年が9、7トン、平成6年にはわずかに5、7トン、昨年平成10年では15、4トンとなっています。

いま、京都府下、とりわけ、中山間地域の農家は、減反の押し付けと米価の下落、有害鳥獣の被害が拡大する中で営農意欲を失いかねない悪条件が広がっておりますが、わたしは、かつて松茸のとれた府下各地の里山を整備し、本府の松茸研究の成果にたつて京都の松茸再生に向けた取り組みを広げることは、「新しい村おこし」のためにも重要な柱になると考えますので質問いたします。

本府林業試験場では、いち早く松茸生産のための各種の試験研究を実施され、自然の山で、「松茸発生環境整備施業が何よりの効果があることが証明されており、全国から注目されています。既に30数年にわたる研究成果の上に立って、府下綾部、亀岡、福地山、瑞穂町などの林家や財産区への指導の下で「施業」を推進して来ました。

その面積は、綾部72ヘクタール、亀岡7ヘクタール、瑞穂町69ヘクタール、及び、京北、日吉、福知山市など20の市町で515ヘクタールにおよび、施業開始3年後で1ヘクタールの山が入札金額が1千万円をこえる所さえあるほどの効果が示されて来ました。

「京都の林業、10月号」では、八木町八木の嶋・大藪区の共有林での「京都方式による松茸発生環境整備施業」の成果が報告されています。面積2、5、ヘクタール、樹齢40年の赤松林で平成2年から整備を開始し、当初1カ所だけだったシロは、平成8年には20箇所ひろがり、格段に収量が増加したことが報告されています。このように、施業すれば確実に生産量を増やし、収益だけでなく新しく村おこしや生産意欲を向上させるうえでもその効果は示されているのではないのでしょうか。

そこでおたずねしますが、1つは、区有林や財産区での共同施業以外に個人の持ち山が多い京都ですから、そうした個人の持ち山についても、共同化など工夫して、施業にたいして補助が行えるように改善を検討すべきではないか、と考えますがいかがでしょうか。

第2には、施業地のなかで、シロに関連するマツをマツクイムシから守るために、薬剤注入が行われていますが、薬剤1本2千円、大きな木には5～6本の注入が必要となることから、施業開始後の一定期間、薬剤に対する補助やシロ成長を促すための冠水施設への補助制度をぜひ作っていただきたい、いかがでしょうか。おたずねします。 さ

らに市販の薬剤は、かつて人間の回虫薬であったマクリと成分的には殆ど同じと聞きますが、それなら、予防薬として府の研究機関でも、「独自に安価に開発も可能」と考えますがいかがでしょうか。併せておこたえください。

さらに、京都府下の現在の松林は大半、自然繁殖したものが残っているものの、マツクイムシ被害や大気汚染、管理放棄の中で松茸生産はおろか、林全体が雑木林に化そうとしている状況が全域に広がっています。

ちなみに現在の京都の松林は全体で7万82ヘクタールあるとされ、うち植栽された人工林は8、554ヘクタール（12、2%）です。かつて、京都市内の山でさえ入札による松茸採取や松茸狩りが行われたと聞いていますが、郡部は勿論、京都市内でもカマドや風呂でマキをたき、各地で炭焼きが行われ、薪炭もマキも家業であったり、収入源であった時代、人が山に入り、雑木や下草、落ち葉を取り出すことによって松茸の生育条件に最適な環境ができあがって来たのです。

また、一方、松の樹齢に伴う松茸の発生適齢期は、25年から50年の間とされており、5年を1齢級とする府下の樹級別統計によれば、齢級7の35年から10齢級の50年の松が、面積で3万5、570ヘクタールと50%をこえ、齢級7以下の若い松林は、2、987ヘクタールとわずか4、2%に過ぎません。いま更新しなければ、京都の松林は、世代がつかないところにまで来ているのであります。

つまり、松の樹齢からいってもあと20年放置すれば京都の松茸は、消える寸前にあると言わねばなりません。しかしながら、施業が行われている整備林でも、マツクイムシ被害などマツ枯れによる減収と共に、既にマツの樹齢が50年にも達する事から、松茸の生育条件の低下は避けられず、松林そのものの更新をしなければ松茸は自然消滅して行く山が大半なのであります。

いま林業試験場では、夜久野分場の圃場でマツクイムシの「抵抗性苗」育成に取り組んでいただいております、マツ枯れを起こすマツノザイセンチュウを注入してもなお枯れない苗の育成が国の林業試験場ともタイアップして行われています。

全国でも最も早く、はげしくマツクイムシ被害を受けた瀬戸内、九州地域の各地で、なお生き残った25の松の母体から採取した種子を元に育成し、今では既に、線虫を注入しても健全率の高い3~4つの系統の苗を選抜できるところまで到達しています。既に試験的にその苗を試験地の山に植栽しているとのことでしたが、実際に広大な山に普及するためには、大量の種子を確保することが必要であり、いま、たくさんの松かさをつける系統の選抜が課題となっています。

ところがここで問題なのは、これらの苗は、「林業種苗法」によって京都では、亀岡市以南の積雪の少ない地域以外に植栽することも種子による育成もできない、とされていることです。

先程も述べたとうり、松茸発生の環境整備を熱心に取り組んでいる亀岡市以北の地域では、今育成中の抵抗性苗の植栽も播種もできないということです。

気象条件によって積雪に弱い種類の物が入り、植生を変える懸念からそうなっているようですが、温暖化によって、近年かつてのような降雪がなくなったいま、そして、松の木がかつてのように材木として取り引きされない現在、松茸生産に意欲を持つ生産者の要望や北部への普及について、積極的に適用できるよう、国に要請すべきではありませんか。いかがですか。

また、京都独自の抵抗性マツの研究を、併せて取り組むべきと考えますが見解をお聞かせください。

**【知事】** 松茸発生環境整備事業は、京都方式として全国に高く評価されている。従来か

ら、個人の持ち山であっても、農林者が共同で実施する場合にはこの事業を適用している。これまで、適地の4分の3の面積相当部分では整備を終了。入札など慣行があるところでは整備に踏み切れない状況、事情もあると聞く。しかし、少しでも多く整備されることを期待している。

シロ育成のための冠水施設だが、温度や水分など豊作時の条件を人為的に作り出す技術で松茸振興担当の技術スタッフが考案したもので、現在特許出願を行っている。ビニールシートなど安価な資材で手軽に実施できるので、積極的に普及している。雑木の伐採など松林の手入れについては、造林補助事業などでこれまでから補助している。

**【農林水産部長】** 線虫駆除のための薬剤については、景観や松茸生産など重要な松林を対象に助成している。また、新薬の開発についても、府林業試験場において社団法人林業薬剤協会の委託を受け、実証研究を行っている。抵抗性松の配布については本格的な種子配布が可能になる平成17年頃までには、農林水産大臣の承認を得て、府内全域に配布できるメド。

## 有害鳥獣対策について

### 【高橋進】

次に、有害鳥獣対策についてお尋ねします。

この問題は、この本会議でもまた先の決算委員会でも、我が党を始め、他党派からも取り上げられ、府下農家に深刻な重大問題となっています。

また、被害を受けている殆どの市町村からは、本府にたいする意見書を決議して対策の強化を求めていますし、本府は、積極的に答える必要があります。

わたしも日本共産党では府下各自治体毎の被害状況、各市町の取り組みや農家の声などを調査致しましたが、事態は誠に深刻です。

府下全域に広がる猪被害に加え、中丹以北の鹿、野猿被害、舞鶴市、久美浜町、夜久野町などのクマの被害に加え、ペットなどから野生化したアライグマ、ヌートリアの被害も相当大きいことが報告されています。丹精込めて栽培し、収穫を目前にした水稻、大豆などの穀物・野菜からみかんや柿、梨などの果物、シイタケまで、殆どの作物に被害が及んでいるのです。

とりわけ猪、鹿、サルと重なる被害の大きい地域では、被害を避けようとすれば側面の金網だけでなく、天井にもネットをかぶせるなどしなければ、防ぎようがない、とまさに悲鳴が上がっています。

「補助率を引き上げてほしい」「有害鳥獣駆除の期間の延長」「駆除や共同で設置する防護策の設置のための人夫賃補助」「狩猟禁止区域の見直し」「鹿だけでなくサルやクマなど大型の獣の生息調査の実施を含めた対策」などたくさんの要望が上げられています。

とりわけサル被害対策は、サルとの知恵くらべであり、猪などには効果の高い、電線による防除にも「慣れてしまえば効果がない」と言われています。シイタケ栽培のように木陰に原木を並べておれば、まさにお手上げ状態です。ましてサルは、お年寄りや子供など弱くと見れば襲いかかったり、住宅に入り込む被害さえ報告されています。

滋賀県の西浅井町では、捕獲したサルの耳に発信機を取り付け、群れが近づけば爆発音で威嚇する装置を設置して効果を上げている、とされています。

京都では一体どれだけのサルの群れが生息しているのか、未調査であれば早急に生息



調査を実施することと併せて、捕獲したサルについて、いまでは動物園も「モンキーセンター」でも引き取りが拒否されることから、その始末に困っています。この捕獲ザルの処理方法について、特別の対応策が必要ではありませんか、どうお考えか、お答えください。

第2には、現在、メス鹿の駆除について禁止している町がありますが、鹿被害が増大する中で、この規制を緩和してほしい、との声が広がっています。

また、駆除の期間が町によってバラバラに設定されることから、駆除を逃れて山越える鹿は残ってしまうことから、「一定の範囲で各町いっせいで駆除ができるよう調整してほしい」、という要望も出されています。

もっともなこの要望に府として答えるべだと考えますがいかがでしょうか。

第3には、防除や有害鳥獣駆除のための補助制度の拡大を図ることです。

現在の本府の補助金の算定は、6年前、金網1メートル800円の単価を元に、その半額を市町村に補助することを基本に設定されたものであります。

鹿防除の漁網、捕獲檻の設置、駆除のための人夫賃など個人の力ではどうにもならない対策に各市町村では大変な苦勞をされています。

例えば、京北町では、鹿、猪、熊、猿、ウサギ、カラスなどの駆除に要する費用弁償1日8千円に加え、熊、鹿、猪について捕獲褒賞金を支給して対策を強め、98年度で総額892万円を支出していますが、うち京都府の補助額は12%の109万円に過ぎません。

各種対策の補助単価の引き上げ、補助対象の拡大を図るべきではありませんか。

第4には、「夏場を含む駆除期間の延長をしてほしい」、「獲物の処理施設をどうするか」などの市町村からの要請にどうかたえるのか、明らかにしておいていただきたい。

先に述べた松茸山の状況も、杉や桧などの植林された山でも除間伐さえ間々ならず、人が山に入らないようになったことも有害獣などが、里や農地に出没する要因でもある訳ですから、このさい中山間地におけるムラおこしを激励する総合的な観点からも、真剣に答えていただきますよう、つよく要望して、わたしの質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

**【農林水産部長】** 有害鳥獣だがサルは丹後半島東部、綾部市上林、和知町、美山町を中心とした丹波山地、比叡山、嵐山周辺、木津川右岸の山地などで3千頭程度が生息していると推測。捕獲したサルの引き取りは、動物園等での収容も限界となっているので、駆除中心の対応となっている。

鹿の広域駆除については、駆除班の意向を調整しながら、関係市町村が1斉に取り組めるよう呼びかけていくこととしている。メス鹿の狩猟の制限緩和は、来年度策定の特定鳥獣保護管理計画で新たな管理目標を定める中で、検討することとしている。

近畿でもトップレベルの予算措置をしているが、今後も国の補助事業等も活用しながら要望に応じていきたい。

有害鳥獣の処理は、駆除の主体の市町村において焼却・埋設されているし、捕獲期間の延長については、来年4月に有害鳥獣等の捕獲許可の権限を市町村に委譲するので、実状を踏まえた対応がなされると考えている。

## ● 他会派の一般質問の概要をご紹介します

### 菅谷寛志（自民党、山科区） 99、12、9

1、地域の教育力向上が必要だが、地域社会の概念は。小学校単位の地域社会に力点を置いた施策の展開が必要ではないか。小学校の通学区の弾力化についての評価と府内の動向は。

**【教育長】** 多様だが、小学校単位での青少年育成活動は、市町村施策の実施において重要。府教委として市町村の取り組みに支援している。通学区の弾力的運用は、国の行革委提言に基き文部省が留意事項として通知した。市町村が総合的検討し自主的に判断し実施する。情報収集に努め市町村教育委員会の要請に応じて必要な助言をする。

2、新産業、ベンチャー企業の育成事業の成果と今後は。 **【知事】** 中小企業創造活動促進法で研究開発計画の新規性が認められると、承認の上、無担保の保証枠拡大、補助金受けることが可能。府の認定件数は、7年以降160件、全国8位。京都ベンチャー創出支援事業として21企業約6億の投資。高度技術だけでなく介護や環境など新たなビジネスチャンスは身近に存在。新規開業者支援に加え、既存業者の新分野への進出支援、学生・女性の事業進出も重要との観点で進める。

3、ごみ焼却処理から廃棄物循環型への転換へ向けた今後の展望と市町村の取り組み状況は。 **【企画環境部長】** 非常に重要、府のゴミ処理広域化計画で基本においている。宮津、峰山では焼却施設の整備に合わせリサイクル施設が計画されている。綾部ではゴミ固形燃料化施設など焼却による熱エネルギーの有効利用が進められている。府として新技術の紹介、技術指導を行い、最も効率的なシステム採用をはかる。

4、「府第7期住宅建設5ヶ年計画」における民間活力を活用した高齢者向け優良住宅制度の整備についての今後の取り組みは。 **【土木建築部長】** 公営住宅を補完し、高齢者の安全で安定した住宅の確保に有効。各県、市町村の状況を踏まえ制度要綱の策定を検討する。

### 大野征次（府民・民主、八幡市） 99、112、9

1、コンピューター2000年問題相談窓口の取り組み。便乗悪徳商法の防止対策。市町村の対策への指導助言の内容。模擬訓練の状況。警察、消防、病院などとの連携など、対策の状況は。 **【知事】** 正確な情報認識を持ってもらい冷静な対応をしてもらうことが重要。啓発情報提供に努めてきた。府の所有するシステムについては9月にまでに修正、点検を完了した。今後も広報を充実させ、重要インフラ関係事業者と連絡を密にし、越年時には組織を挙げ対処する。

**【企画環境部長】** 相談は、170件。啓発に努めるとともに、越年時には相談窓口を24時間開設する。市町村とは、関電、NTTも参加し振興局、全市町村参加の会議を開き、情報提供、指導を行った結果、11月末にすべて完了

した。模擬訓練の結果は特に問題なかった。越年時に向け、市町村、インフラ関係機関と連携し体制を一層整える。

**2、介護保険の見直しに対する市町村の意見。** これまで実施されてきた介護支援事業の今後。市町村・府民の要望にかなう、府独自の自立認定者への支援事業への考えは。

**【保健福祉部長】** 保険料有料後の取り扱いが不明確なので、地方自治体の財政負担への配慮も含め早期に方針を示すよう要望している。市町村の準備が円滑に進むよう必要な対応をするとともに、今後の見直しの実施に際しては、市町村の意見を踏まえることが必要と考え、国に要望している。

予防事業、日常活動支援事業などは、市町村の実状に応じ実施されることが重要。府としては、介護保険の趣旨や、来年度予算で国が検討している事業の内容を考慮し必要な検討を進める。

**3、市町村職員の定数適正化計画の公表を盛り込んだ自治事務次官通知に関連し、府の市町村への指導・助言の基本的考え。** 通知に関する市町村の反応は。**【総務部長】** 簡素で効率的な行財政運営を行う観点で助言。市町村からは、介護保険実施など、新たな行政需要が発生する中、どう管理するか助言が求められている。弾力的対応ができるよう、定員モデルを参考にすること、スクラップアンドビルドなどで適切に対応するよう助言。住民の理解が必要で、情報公開適切に行われるよう要請している。

**4、高齢者再任用制度の条例化に対する考えと市町村への指導。** **【総務部長】** 市町村の条例整備にあたっては、職員への周知期間を考慮し、すみやかに制定するよう要請。給与、勤務条件は国家公務員との均衡を失しないよう徹底している。